

登録事項証明書交付等申請

船舶法施行細則第 29 条
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

登録事項証明書の交付(又は船舶原簿の閲覧)を請求しようとする者

【提出時期】

随時

【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書〔申請書式第 12 号〕

【添付書類】

なし

【手数料】(船舶法施行細則第 51 条)

・登録事項証明書の交付

1通につき:900円

※所定の様式〔申請書式第 12 号〕に収入印紙を貼付

・船舶原簿の閲覧

1船舶1回につき:450円

※所定の様式〔申請書式第 12 号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(海事事務所)